

会		議		記		録	
会 議 の 名 称		議 会 運 営 委 員 会				会 議 場 所 第3委員会室	
						担 当 職 員 三宅	
日 時		平成28年10月26日(水曜日)		開 議	午前 10 時 00 分		
				閉 議	午後 0 時 03 分		
出 席 委 員		○ 藤 本 奥 野 田 中 小 島 木 曾 石 野 (欠 席 : 堤 委 員 長、委 員 外 議 員 (福 井 副 議 長、酒 井 議 員))					
執 行 機 関 出 席 者							
事 務 局 出 席 者		門 事 務 局 長、山 内 次 長、船 越 副 課 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、三 宅 主 任、池 永 主 任					
傍 聴	可	市 民 名		報 道 関 係 者 名		議 員 名	

会 議 の 概 要

10:00

[藤本副委員長 開議]

< 事務局長 >

本日、堤委員長から欠席の連絡を受けており、藤本副委員長に委員長の職務を行っていただく。

[事務局長より日程説明]

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 検証 (評価) 結果の確認

- ・ 各条項の達成状況の評価結果及び今後の方向性の分類結果について
(検証結果一覧による確認)

< 事務局主任 >

9月13日の会議で配付した検証結果一覧の概要を別紙 にまとめたので、それに基づき、検証結果及び今後の方向性について確認願いたい。

(説明：検証結果一覧・別紙)(了)

- ・ 今後の方向性に係る検討項目の抽出

< 事務局主任 >

別紙 に記載のとおり、評価結果Aのうち、今後の方向性に係り特に意見の付された8項目及びB評価の2項目の計10項目について、今後の見直し検討項目として抽出した。なお、議会活性化検討項目とされたものについては、別途、その協議の場で取り組むこととされており、今回の検討項目からは除外している。

抽出した各項目の評価意見に基づき、対応を検討願いたい。

< 藤本副委員長 >

それでは、本日は、別紙 に基づき、順に前半5項目の検討を行いたい。次回は引き続き残り5項目について検討を行い、条例改正が必要な場合は12月定例会で提

案できるよう進めていきたい。よろしくお願いします。(了)

(2) 見直しの検討

第 6 条第 2 項 (情報公開・提供)

< 事務局主任 >

今後の方向性として、議場システムの老朽化更新・委員会中継配信の拡充・会議録の速やかな公開の 3 項目を議会活性化検討項目に追加されたことにより、それらは今後の議会活性化の検討の中で取り上げていただくものであるが、来年度予算要求を踏まえ、特にインターネット中継に関しては、現状の運用形態に課題があるため、当面の対応について協議願いたい。

(説明：別紙 議会映像配信システムについて)

< 藤本副委員長 >

以上の説明を踏まえ、各委員の意見は。

< 木曾委員 >

既設設備によりスマートデバイスに対応できるのか。

< 事務局主任 >

マイク、カメラ等はそのまま既設のものを使用し、パソコン及びソフト等の最小限の入替で対応することは可能と聞いている。

現契約期間の平成 31 年 1 月までは既設設備による運用を基本としており、その契約更新時には、議会活性化の検討結果として議場システムの方向性が反映されるものと考えている。ただし、それまでの現運用下においても、スマートデバイス等の普及動向が顕著であることから、現状の設備でもそれに対応させるべきかどうかの検討を願いたいと考えている。

< 木曾委員 >

次回の契約更新まで 2 年以上あり、現状でのスマホの普及を踏まえ、今後も色々な変化が予想される。既設設備で対応させるにはいくら程度見込まれるのか。

< 事務局主任 >

年間で約 67 万円程度の増額が見込まれる。その中には、直近 1 年分の過去データの移行を含んでいる。なお、議会としての公式記録は会議録が唯一であり、過去データをどの程度残すのかは任意の対応であり、最低限の対応として過去 1 年分を残す内容とした見積もりである。

< 木曾委員 >

1 年分というのは具体的にどのような期間か。

< 事務局主任 >

例えば、平成 29 年 2 月からスマートデバイスに対応する場合、平成 28 年 2 月までの過去映像も同様に視聴できるようにするということであり、それより以前の映像はもう視聴することはできなくなるということである。

< 木曾委員 >

それでは、それよりも前の映像は、スマホでは見れなくなるが、従来どおりパソコンからは見れるということか。

< 事務局主任 >

スマートデバイス対応のシステムに切替えた場合、それらの映像はもう視聴することはできなくなる。従来どおりパソコンで視聴できるようにする場合は、新・旧システムを 2 つ稼働することとなり、運用経費も 2 重に要することとなる。

< 木曾委員 >

システムを一新する場合は、過去データも全て引き継ぐことができるのか。

<事務局主任>

将来の契約更新時に新たなシステムを導入する場合においても、過去データの移行作業は伴うものであり、そのときに過去何年分まで引き継ぐのか判断する必要がある。なお、過去1年分につき本会議分で約20万円の移行費用が伴う見込みであり、それを踏まえての判断となる。

<木曾委員>

過去5年分は残すべきと考える。正式なものとして会議録があるが、会議録を閲覧するよりも、映像で見る人の方が圧倒的に多いと思われる。

<藤本副委員長>

録画配信のアクセス数が年間で約1万5千件あることから、そのようなニーズも一定見込まれるところであるが、他の委員はどうか。

<小島委員>

過去分については議会内のネットワークで見れるなど、一定事務局にデータを保存しておけばそれでよいのではないかと考えるが、市民のニーズがあれば、過去5年分程度は公開すべきかとも考えるところである。

<藤本副委員長>

過去のデータ移行に関して、次回に引き続いて検討することとする。それまでに過去5年、10年分を移行する場合の所要額等を調べてもらいたい。

<木曾委員>

情報公開とは、現在のことだけではなく過去の分も含めてのものである。予算の伴うことではあるが、今後のシステム更新を踏まえ、今しっかりと検討しておきたい。

<田中委員>

スマートデバイスに対応する場合、パソコンからはもう見れなくなるのか。

<事務局主任>

両方から視聴できることを前提としている。なお、既設設備を用いてそのようにスマートデバイスに対応する場合の最低限の費用として約67万円と申し上げたものであり、それは過去1年分についても同様に視聴できるように対応するという内容である。それに加えて過去の分をいつまで残すかという部分で、1年分につきその移行費用が加算されてくるという考え方である。

<田中委員>

ウインドウズ10も随分増えてきているが、それにも対応するにはどの程度かかるか。

<事務局主任>

スマートデバイスへの対応にはその分も含まれている。

<議事調査係長>

確認事項として、最低限の内容でスマートデバイスに対応した場合において、パソコンでも従来どおり視聴できる過去のデータは1年分ということである。また、次の検討時には、例えば3年分移行でいくら、5年分であればいくらかというようなことを提示し、それにより決定いただくということでのよいか。

<藤本副委員長>

できれば3年分、5年分、10年分で比較できるような提示を願いたい。

<事務局主任>

スマートデバイス対応版のソフトでは、あらかじめデータ保存の許容量が大体5年程度が上限であり、10年分は対応できないと思われる。(了)

< 事務局長 >

本件については、市全体の情報化推進の考え方にも関わっている。今、市のホームページ自体も更新するということで、その掲載事項の公開年限等も見直しており、それらとも歩調を合わせた中で考えていく必要もある。また先般、来年度当初予算編成方針の説明を受けた中で、やはり現下の財政状況を踏まえて新規事業は見送り、一般財源 5.5 % カット等の話があり、いかにその中で予算を確保していけるのか、考えていきたい。

< 藤本副委員長 >

それでは以上を踏まえ、本件に関しては次回引き続き協議することとする。

< 事務局主任 >

先ほど過去 1 年分のデータ移行料として約 20 万円と申し上げたが、それは本会議に係る分であり、委員会分については約 12 万円、別途必要となる見込みである。
(了)

第 7 条第 1 項 (議会報告会)

第 7 条第 2 項 (意見交換会)

< 事務局主任 >

今後の方向性として、検証・評価時に挙がった事項を議運の意見としてまとめて、広報広聴会議に送付し、協議を依頼することとされている。よって、別紙案により依頼することでよいか確認願いたい。

(説明：別紙 議会基本条例の検証に係る検討事項について (案))

< 藤本副委員長 >

以上の説明を踏まえ、資料中の掲載事項 ～ に関して各委員の意見は。

< 木曾委員 >

については、以前からも検討してきた経過がある。その中で、やはり理事者側でないと答えられない部分があり、それは理事者に伝えるように整理していくべきである。また、議員個人の見解を問う意見もあるが、議員個人への意見に対してはその議員が意見を述べるようにするのか、それとも議会としてまとめていくのか、整理していかないと今後も問題が生じるおそれがある。議会全体として責任を持って答える部分と議員個人として答える部分を明確に区別すべきものとする。

については、議会として整理が進んできているようにも思われるが、もう少し具体的に取組まないと事務局も対応に苦慮することがある。

< 藤本副委員長 >

今の意見を踏まえて新清流会の意見はどうか。

< 石野委員 >

議会として決定したことの報告の場であり、議員個人の見解に関する内容や議員個人としての考え方については意見を述べないように理解しているが、それではどうにもならないような状況もあることから、その辺の取り扱いを明確にしてほしい思いである。

< 木曾委員 >

議会に対して様々な要望を述べられるが、それならば請願・陳情の制度もあるので、それらの方法によるのも一つの対応として考えられる。また、議員個人への意見については、議会として答えることはできない。ただし、その議員個人がきっちりと答えを返さなければならないと考える。

< 議事調査係長 >

今検討されている案件は、前回までの議運の検証・評価の結果を踏まえ、広報広聴会議で協議してもらうようにまとめられたものについての確認であり、本日、その内容を確認いただいて具体的な協議は広報広聴会議に委任していただきたい。

<木曾委員>

もちろん広報広聴会議で協議してもらう内容であるが、やはり議員個人に対する意見やその対応については、議会全体として問われていることであり、明確にしてほしいということも含めて、広報広聴会議に送付してほしい。

<議事調査係長>

広報広聴会議で検討された結果は議運に返していただき、最終的に取り扱いを議運で決定いただきたいと考えている。

<事務局主任>

今、議員個人に対する回答のあり方について意見が交されていたことを踏まえ、依頼文の、説明責任に関する事項の課題点・方向性の中に、議員個人に係る質問等への回答のあり方を明確にすることを趣旨として盛り込み、送付することでよいか確認願いたい。

<藤本副委員長>

それでよいかと考える。また、広報広聴会議に投げかけて、その回答の仕方などがマニュアル化されるのか確認願いたい。

<事務局主任>

議会基本条例の規定に基づく具体的運用については、運用基準による整備を基本としているため、基本条例の検証・見直しを通じて広報広聴会議に協議を依頼するということは、運用基準の中にどのように反映させるかということまでを求めているものである。よって、暦年による議会提要の更新を踏まえ、12月定例会を目的に運用基準を整備できるよう進めていただきたい。

<木曾委員>

また、議会報告会の中では、議決した内容にもかかわらず、その内容について聞かれてもわからない、知らないといったことは通用しない。その辺りの認識も共有されるべきである。

<事務局長>

以上のことは前期から協議されてきた経過がある中で、本年5月の議会報告会において整理できなかった課題点が残っていることから、今回、議運での議論を踏まえて広報広聴会議で詰めるようにと依頼することで進めていただいているものと理解している。

なお、これとは別に、本日の議事のその他の事項で、次回の11月8日の議会報告会に向けて、広報広聴会議委員長からこれまでの確認事項について議運で確認いただくよう依頼を受けていることから、その時に再度協議願いたい。

<藤本副委員長>

それでは、その件については、その他の議事の中で取り扱いたい。

次に、の事項に係り、現状ではほとんど「参考」で整理されているが、その対応のあり方について意見はないか。

<木曾委員>

「参考」の中にも様々な見解が含まれるものであるが、それぞれ所管委員会の中でしっかりと対応を議論すべきである。

<田中委員>

今議題としていることは、広報広聴会議に対して何を協議してもらうのかを確認す

るということであり、今までの検証の中で問題となったことがここに資料として出されているのであって、その中身について議論する場ではないのではないか。広報広聴会議に対して、こういう内容で協議を依頼してはどうかというものであり、その確認ではなかったか。

< 藤本副委員長 >

そのように取り扱う。

資料中、 の事項についてもこのとおりでよい。(了)

第9条第2項(予算・決算審査の説明資料)

< 事務局主任 >

先の決算審査においては、議運の意見を踏まえて執行側と調整し、一定反映が図られたものと思われるが、決算審査を通じて色々と意見があろうかと考えている。それらは、別途、総括の場において意見をまとめていただくことから、本件についての対応も、その総括を踏まえた中で、取り扱いを整理していただければどうかと考えている。

< 藤本副委員長 >

以上のとおり、一定改善が図られたと考えるが、これについて意見はないか。

< 木曾委員 >

主要施策報告書に基づき説明を受けるものであり、質疑の中で、それ以上に追加資料を求めるのは本来おかしい。それまでに資料としてまとめ、説明に当たるべきであり、本来の質疑が行えないということである。予算も同様である。

< 藤本副委員長 >

そのとおりのことである。なお、他市議会の事例では、決算事務事業評価においては、次年度の予算要望まで付記しているところもある。木曾委員の意見に関してはそのように申入れをしていきたい。

第10条の2(文書質問)

< 事務局主任 >

前回までの検討を踏まえ、今後の方向性として、議会を実施主体とする場合に、どのような方法で実施するのか、その具体的な検討を行うこととされている。現行の運用基準に沿って具体的取り扱いを協議の上、条例改正案を検討願いたい。

(説明:別紙 文書質問制度の改正について)

< 藤本副委員長 >

以上の説明を踏まえ、別紙 の3、「運用方法の検討」の各項目に沿って検討していく。

(1)意思形成の方法等

< 藤本副委員長 >

資料の留意点にあるとおり、議会意思とするためにわざわざ本会議で議決しなくとも、議運で決定して実施できるよう運用すればどうかと考える。また、議員発意による場合と委員会発意による場合が考えられるが、その点は明確にすべきと考えるがどうか。

< 木曾委員 >

そのとおり進めていければよいのでは。

< 事務局主任 >

まず、議会意思とするための手続きとして、議決が必要なのかどうか、その点については、今の意見では議決の必要はなく、議運の決定により実施する方向性であるとするが、議会基本条例に基づく柔軟な運用としてそのように判断することによっていいのか、前提として確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

そのように判断したいがどうか。(了)

< 事務局主任 >

それでは、具体的な意思形成の方法として、まず、議員発意による場合等、これまでの運用を一定踏襲する場合は、会派や議員個人からの申し出に基づき、議運を開き、議会意思として実施するかどうか、その可否を決定することが考えられる。その場合、議運の所管である議会運営に関する事項については、閉会中継続審査の手続きをとっているため、解釈上、閉会中に関する法的な部分についても一定整合するように考えている。

具体的運用としては、そのような申し出があれば、その都度議運を開き、内容を確認、可否の決定等の合意形成を行い、実施する場合については、議運からの文書質問として、議会の代表である議長から市長に対して文書を送付することが考えられる。

< 藤本副委員長 >

そのような実施方法でどうか。(了)

< 事務局主任 >

次に、委員会の調査活動上の必要による場合として、例えば常任委員会、議運、特別委員会の所管事項として行うことが想定されるが、それらについては、前回、閉会中の実施に係る法的整合性の解釈から、閉会中の継続審査の一環として委員会では行えるのではないかという考え方にに基づき、取り上げていたものである。

本来、委員会活動は、その独自の権限により、説明員の出席要求・資料請求等は可能であり、権限の範囲の中で調査活動は保障されているので、調査の必要上の理由で文書質問を用いる必要はないものと思われる。

ただし、議会全体で共有すべき場合や市民に広く周知を図りたい場合等に、文書質問はそのツールとして活用することができるのではないかという考え方もあることから、議会意思の範囲に、それら委員会も含めるのかどうか協議願いたい。

< 藤本副委員長 >

これについて意見はないか。

< 木曾委員 >

委員会においてもそのような必要が出てくる場合がある。特に長期的に考えることや今後の方針等について、文書でその所信を質せるようなことも制度的に行使できるよう、その余地は置いておくべきである。

< 藤本副委員長 >

委員会発意の場合、どのような手続きとなるのか。所管委員長から議運の方へ申し出ていただくということか。

< 事務局主任 >

議会意思として、所管委員会にも文書質問を認める運用とする場合には、委員会活動には独立性があることから、委員会の権限により実施できるよう、あらかじめ議会意思として委任しておくなど、議運でその申合せを決めておくのが適当かと考える。なお、その場合、通常の理事者出席要求手続等と同様に、委員会の文書質問書を議長から市長に送付する手続きとなるように考える。

< 藤本副委員長 >

そのように各委員会にも文書質問の権限を付与する方向性とするかどうか。
(了)

< 事務局主任 >

それでは、意思形成に関しては、会派・議員発意による場合は議運でその可否を決定し、他の所管委員会においても、もしその必要が生じた場合には、委員会の決定により実施できるよう、主にその2通りのパターンによる意思形成とすることによって確認願いたい。(了)

(2) 実施期間

< 事務局主任 >

実施期間については、(1)の意思形成の過程、委員会における決定手続を考慮した上で、検討願いたいと考えている。また、議会を主体とした文書質問は、新たな議会機能として議員の質問制度とは性質が異なることから、例えば、会期中であっても緊急を要する事案等が生じた場合には活用し得るよう、閉会中に限定しない考え方もある。資料には、参考としてそのような他市議会の事例を挙げたので、そのあたりも踏まえて検討願いたい。

< 藤本副委員長 >

これについて各委員の意見は。

< 木曾委員 >

緊急事態が生じた場合には、実際に会議を招集できないこともあり得ることから、そのような事態に文書質問で対応するというのも手段として考えられる。岸和田市議会の事例にある、「緊急を要する事案等が発生した場合」については、本市においても取り入れてそのように取り扱うべきである。

< 田中委員 >

今の意見と同様、岸和田市議会の事例を参考にしたい。

< 石野委員 >

同様である。

< 事務局主任 >

一例として岸和田市議会の規定を取り上げたが、岸和田市議会では、緊急を要する事案等が発生した場合に限り、文書質問を行うことができるという規定趣旨であり、本市議会の閉会中に行うことを前提とした制度設計とは、趣旨が異なっている。今、文書質問の実施期間をどこまで認めるのかということを検討いただく上で、これまでの運用を踏襲する方向性の中では、閉会中に行うことを原則とするものであるが、場合によっては会期中にもそのような対応をとれるよう、柔軟な制度設計としてはどうかという考え方を例として示したものである。これまで、閉会日の翌日から次の開会2週間前までを実施期間としてきたことについて、今回、議運での可否決定の手続き等が伴うこととなるがそれで時間的に問題がないのか、また、例外的に、会期中においても必要がある場合には行使できるようなことも含めて実施期間を設定すべきなのか、そのあたりを検討願いたい。

< 藤本副委員長 >

今の説明のとおり、これまでのルールを基本とする中で、今回の改正により敢えて閉会中に限定しない方がよいと考えるがどうか。(了)

< 事務局主任 >

新たな運用においては、議員から発意のあった場合には速やかに会議を開き、その

取り扱いを協議して可否決定を行う必要があるが、それも含めた上で、閉会日翌日から開会２週間前までの期間を原則とすることでどうか確認願いたい。

< 木曾委員 >

議員発意による場合、議会運営委員会を招集してその可否決定を行うこととなるが、その要件はどうであったか。

< 事務局主任 >

委員会条例に会議の定足数が定められており、委員定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないということが前提となる。

< 藤本副委員長 >

特に意見がなければ、これまでの運用を原則とし、場合によってはそれを会期中にも行えるようにすることを方向性としてまとめたいがどうか。(了)

((3) ~ (8) : 事務局主任より資料説明)

(3) 回数制限

< 事務局主任 >

現行では、１議員１回１項目をルールとされている。議会意思として行う場合は、どのように制限を付すべきか検討願いたい。

< 藤本副委員長 >

現行を原則として考えることでよいか。(了)

(4) 質問の範囲

< 事務局主任 >

現行では、一般質問と同様、市の一般事務の範囲とされているが、今回は、議会全体の意思として行うことに留意願いたい。あらかじめその範囲を運用基準で明確化すべきか、又は特に制限することはなく、各事案について委員会における協議、可否決定の中で議会意思として適当なものを判断していくこととするのか、そのあたりについて検討願いたい。

< 藤本副委員長 >

議会全体の意思として行う質問として適当なものを委員会で決定するということから、そのような取り扱いとすることでどうか。(了)

(5) 手続き・様式

< 事務局主任 >

現行の様式を用いることで不具合はないか。また、手続きに関しては、先ほどの説明のとおり、議運や各所管委員会で決定したものを議長が市長に送付するように整理することでよいか、確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

現行の様式と同様とし、手続きもそのとおりとすることでどうか。(了)

(6) 回答期限

< 事務局主任 >

現行のとおり２週間を基本とすることでどうか、確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

現行のとおりとすることでどうか。(了)

(7) 情報公開

< 事務局主任 >

現行の公開方法と同様でよいか、確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

現行のとおりとすることでどうか。(了)

(8) その他

< 事務局主任 >

その他の取り扱いとして、文書質問の記録性に関して検討願いたい。前回にも意見があったように、議会の活動を記録するものとして会議録への記載を課題とされている。そこで、一つの手段として、閉会中に起きた事件については、次の会期の冒頭に議長から諸報告として報告するよう先例で決めていることから、その諸報告で文書質問の経過を報告することにより、会議録に記載するということも考えられる。

< 藤本副委員長 >

今の説明のとおり、諸報告に取り上げて会議録に掲載する方向性とするかどうか。(了)

< 事務局主任 >

諸報告に関しては、執行側とも調整していきたい。

以上、運用基準に定める実施方法等について方向性を一定協議いただいたので、それに基づき、次回に案をまとめ、具体的事項について確認願いたい。(了)

< 木曾委員 >

文書質問に関しては、議運で協議して決定する過程があることから、あまり制約をかけずに質問することができるよう環境を整えるべきと考えている。そのような方向性で運用基準を整備できればと考える。

< 藤本副委員長 >

それでは、その意見も参考に、次回引き続き協議したい。

・ 条文改正案の検討

< 藤本副委員長 >

それでは運用方法等の方向性が一定まとまったので、それに基づき、条文改正案の検討を行いたい。

< 事務局主任 >

(別紙 の 4、説明)

現行の「閉会中に」「市の一般事務」について留意願いたい。

閉会中にこそ行える権限として規定された経過があると考えるが、例えば「閉会中に」を規定すれば、先ほどの「(2) 実施期間」で検討いただいたような柔軟な対応はとれなくなり、活用すべき場合に活用できないということになる。また、法的な整合性に関しても、条文上に一部課題の顕在を残すこととなる。

一方、規定しない場合は、運用の中で決めればよいということであり、いつ、何について実施するのかについては、その時の議会の状況に即して決められるよう、柔軟性をもった規定整備とする方がよいのではないかと考える。

また、「市の一般事務について」という表現は、会議規則における一般質問の規定そのものであるが、議会を主体とした質問制度は、これまでの一般質問と同質の文書質問とは性質が異なることから、同一の表現を用いるべきではないと考える。

また、具体的な内容については、先ほど「(4) 質問の範囲」で議論いただいたように、議会の意思として行うのが適当と判断されたものを扱うものとし、その都度、委員会で協議して決定するということであるので、その範囲を限定するような表現は入れるべきではないというのが方向性であるように考える。

これら留意点を踏まえた中で、改正案を検討いただき、その方向性をもって次回に案をまとめていただきたい。

< 藤本副委員長 >

以上を踏まえ、改正案の例の方向性で進めていきたいと考えるがどうか。(了)

それでは、次回に改正案について改めて確認したい。

11 : 46

2 その他

< 藤本副委員長 >

広報広聴会議委員長から申し出を受けている案件があり、取り扱いを協議したい。

[資料配付]

< 議事調査係長 >

11月8日の議会報告会に備えて、広報広聴会議委員長より当日の進行に関して議運で確認願いたいという申し出を受けている。これまでの議会報告会開催の経過から、当日の質問等への対応について、基本的な考え方を資料に整理されているので、確認願いたい。

(議地調査係長より資料に基づき説明)

< 木曾委員 >

先ほども議論したとおり、議員の見解を問う質問に回答しないという対応をとるのはダメだと考える。そのような質問はその議員に行うこととメッセージを出しておかないと、それでその意見は止まってしまうこととなる。議員個人への質問についてはその議員にしてくださいという対応とすべきである。また、討論に対する見解を問う質問についても同様である。相手にとってはどのような意思決定をとったのかわからないので、それがわかるよう、その議員へ聞くという対応をとるべきである。そのように整理すべきと考えるが。

< 議事調査係長 >

そのとおりであるが、議会報告会としての対応として、現状で決まっているものは、資料のような対応となっている。議員24人それぞれの考え方があることから、そのような質問にはそれぞれの議員活動の中で対応いただくことになろうと考えている。

< 木曾委員 >

議会報告会の中で、それぞれ会派や議員の見解を問う意見が出た場合には、議会としての対応は、それぞれの議員が答えを出してくださいということであり、「回答しない」ということにしてはいけないのだと言っている。議員が公の場で発言していることであるので責任がある。議員個人がその見解を述べますというようにしないと、答えがでないということとなる。

< 事務局長 >

「回答しない」というのは、議会としての対応であり、そのような意見が出た場合には、司会等、進行上の対応として、「個人の見解を問うものについては、議会報告会では対応できないため、個々の議員の方へ直接お尋ねください。」ということ

を捕捉し、広報広聴会議へ返してはどうかと考える。

< 藤本副委員長 >

基本的な姿勢として、議会としては回答できないため、議員個人へ聞いてくださいという趣旨である。誤解のないように、そのような文言を加えることでよい。

< 木曾委員 >

「回答しない」ということは、議会は何の結論も出せなかったということとなり、そのままほってしまうこととなる。それではまずいので、そのように整理願いたいということである。

< 藤本副委員長 >

それでは、以上の意見を踏まえ、上手く司会進行等で整理できるよう、広報広聴会議委員長に報告願いたい。

< 議事調査係長 >

誤解のないよう、文言を改めて共有できるようにしていきたい。

< 藤本副委員長 >

それでは、本件については以上とする。

(1) 次回開催日時

< 藤本副委員長 >

次回開催は、11月18日(金)午前10時からとしたいがどうか。(了)

本日の議論を踏まえた確認及び残り5項目の検討を行い、12月定例会の条例提案に向けて引き続き議論していきたい。(了)

< 藤本副委員長 >

それでは、以上をもって散会とする。

散会 ～ 12 : 03